

兵庫県公報

令和元年5月31日 金曜日 第10号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 平成22年兵庫県告示第393号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成20年兵庫県告示第452号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成21年兵庫県告示第967号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成22年兵庫県告示第396号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 平成20年兵庫県告示第816号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 平成23年兵庫県告示第228号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	19
○ 中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	25
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	26
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	26
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	28
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（同）	31
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	32
正 誤	
○ 平成20年4月15日付け兵庫県公報第1970号中	33

告 示

兵庫県告示第80号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
たつの市
- (2) 調査を行った期間
平成24年6月から平成27年2月まで
- (3) 成果の名称
たつの市龍野町島田の一部（4）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
たつの市龍野町島田の一部
- (5) 認証年月日

- 令和元年5月14日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
加東市
- (2) 調査を行った期間
平成24年12月から平成28年3月まで
- (3) 成果の名称
加東市揖鹿谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
加東市揖鹿谷の一部地区
- (5) 認証年月日
令和元年5月14日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡市川町
- (2) 調査を行った期間
平成17年8月から平成19年3月まで
- (3) 成果の名称
市川町（下牛尾の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
市川町下牛尾の一部
- (5) 認証年月日
令和元年5月14日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間
平成26年4月から平成30年3月まで
- (3) 成果の名称
新温泉町鐘尾の一部の地籍図及び地籍簿（20142858601地区）
- (4) 調査を行った地域
新温泉町鐘尾の一部
- (5) 認証年月日
令和元年5月14日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間
平成26年4月から平成30年2月まで
- (3) 成果の名称
新温泉町竹田の一部の地籍図及び地籍簿（20142858602地区）
- (4) 調査を行った地域
新温泉町竹田の一部
- (5) 認証年月日
令和元年5月14日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間
平成27年4月から平成30年3月まで
- (3) 成果の名称
新温泉町鐘尾の一部の地籍図及び地籍簿（20142858603地区）
- (4) 調査を行った地域
新温泉町鐘尾の一部
- (5) 認証年月日

令和元年5月14日



兵庫県告示第81号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北園(2) I (108000005)	伊丹市北園1丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び伊丹市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第82号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仁川うぐいす台(3) II (115000207)	宝塚市仁川うぐいす台(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
武庫山(3) I (115000208)	宝塚市武庫山二丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
月見山 I-2 (115000209)	宝塚市月見山一丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
武庫山 I-2 (115000210)	宝塚市紅葉ガ丘(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図4までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第83号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
万善一本松 (130000230)	川辺郡猪名川町万善(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び猪名川町役場に備えて縦覧に供する。)



兵庫県告示第84号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
阿万東町(2) I-2 (125040288)	南あわじ市阿万東町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
灘仁頃 I-2 (125040289)	南あわじ市灘仁頃（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
灘仁頃(2) I-2 (125040290)	南あわじ市灘仁頃（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備えて縦覧に供する。)



兵庫県告示第85号

平成22年兵庫県告示第393号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

鋳物師 I（108000001）の項中別図1を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び伊丹市役所に備えて縦覧に供する。)



兵庫県告示第86号

平成20年兵庫県告示第452号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

長寿ヶ丘(3) I（115000143）の項中別図83、長寿ヶ丘(4) I（115000144）の項中別図84、長寿ヶ丘(2) I（115000147）の項中別図87、月見山 I（115000153）の項中別図93、武庫山 I（115000154）の項中別図94、紅葉ヶ丘 I（115000156）の項中別図96、逆瀬台(1) II（115000172）の項中別図112、宝梅 II（115000175）の項中別図115、塔の町 I（115000186）の項中別図126、支多々川 I（215000003）の項中別図160、逆瀬川 III（215000011）の項中別図168を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備えて縦覧に供する。)



兵庫県告示第87号

平成21年兵庫県告示第967号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

旭ヶ丘(2) I（130000012）の項中別図12、旭ヶ丘(3) I（130000014）の項中別図14、杉生西 II（130000031）の項中別図31、永正庵 II（130000042）の項中別図42、仁頂寺後谷(1) II（130000052）の項中別図52、清水前谷

(1) II (130000054) の項中別図54、清水笹尾 II (130000058) の項中別図58、仁頂寺川 I (230000041) の項中別図128、前谷川支川 3 II (230000068) の項中別図155を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び猪名川町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第88号

平成22年兵庫県告示第396号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

新定 I (129030007) の項中別図15を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第89号

平成20年兵庫県告示第816号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

別当(3) II (139020074) の項中別図74、久木原 I (139020079) の項中別図79、榎ヶ淵(3) II (139020082) の項中別図82、下上月(2) II (139020100) の項中別図100、見土路(2) I (139020107) の項中別図107を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第90号

平成23年兵庫県告示第228号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

阿万東町(2) I (125040148) の項中別図148、灘仁頃 I (125040217) の項中別図217、灘仁頃(2) I (125040218) の項中別図218を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鋳物師 I (108000001)	伊丹市鋳物師 3 丁目 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり

(別図 1 は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び伊丹市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第92号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長寿ヶ丘(3) I (115000143)	宝塚市長寿ガ丘（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
長寿ヶ丘(4) I (115000144)	宝塚市長寿ガ丘（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
長寿ヶ丘(1) I (115000146)	宝塚市長寿ガ丘（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
長寿ヶ丘(2) I (115000147)	宝塚市長寿ガ丘（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
月見山(4) I (115000149)	宝塚市月見山二丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
月見山(5) I (115000150)	宝塚市月見山二丁目（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
月見山Ⅲ (115000151)	宝塚市月見山二丁目（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
月見山 I (115000153)	宝塚市月見山一丁目（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
武庫山 I (115000154)	宝塚市紅葉ガ丘（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
紅葉ヶ丘(2) I (115000155)	宝塚市紅葉ガ丘（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
紅葉ヶ丘 I (115000156)	宝塚市紅葉ガ丘（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
武庫山(2) I (115000157)	宝塚市武庫山二丁目（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
宝松苑 I (115000158)	宝塚市宝松苑（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
ゆずり葉(3) I (115000162)	宝塚市ゆずり葉台三丁目 （別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
ゆずり葉(5) I (115000163)	宝塚市ゆずり葉台二丁目 （別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
ゆずり葉(2) I (115000164)	宝塚市ゆずり葉台二丁目 （別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

青葉台 I (115000168)	宝塚市青葉台二丁目 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
逆瀬台 I (115000170)	宝塚市逆瀬台二丁目 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
逆瀬台(3) I (115000171)	宝塚市逆瀬台二丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
逆瀬台(1) II (115000172)	宝塚市逆瀬台二丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
野上(3) I (115000177)	宝塚市野上五丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
野上(2) I (115000178)	宝塚市野上一丁目 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
千種(1) I (115000181)	宝塚市千種一丁目 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
千種(2) I (115000184)	宝塚市千種二丁目 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
千種(3) I (115000185)	宝塚市千種二丁目 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
塔の町 I (115000186)	宝塚市塔の町 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
仁川高丸(4) I (115000189)	宝塚市仁川高丸一丁目 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
仁川高丸(1) I (115000190)	宝塚市仁川高丸一丁目 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
仁川うぐいす台(3) II (115000207)	宝塚市仁川うぐいす台 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
ゆずり葉の谷 I (215000008)	宝塚市ゆずり葉台三丁目 (別図30のとおり)	土石流	別図30のとおり
千石ズリ谷 I (215000009)	宝塚市小林 (別図31のとおり)	土石流	別図31のとおり
逆瀬川Ⅲ (215000011)	宝塚市小林 (別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり

(別図1から別図32までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
花屋敷荘園 I (118000061)	宝塚花屋敷荘園 1 丁目 川西市花屋敷山手町 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり

(別図 1 は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所、宝塚市役所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第94号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
杉生(1) I (130000001)	川辺郡猪名川町杉生 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
杉生靴掛 I (130000002)	川辺郡猪名川町杉生 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
杉生岩神 I (130000003)	川辺郡猪名川町杉生 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
山ノ子 I (130000004)	川辺郡猪名川町西畑 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
前田奥山 I (130000005)	川辺郡猪名川町杉生 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
鎌倉(1) I (130000006)	川辺郡猪名川町鎌倉 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
島垣内 I (130000007)	川辺郡猪名川町島 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
小平井 I (130000009)	川辺郡猪名川町清水 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
仁頂寺垣内 I (130000010)	川辺郡猪名川町仁頂寺 (別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
旭ヶ丘(1) I (130000011)	川辺郡猪名川町旭ヶ丘 (別図 10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
旭ヶ丘(2) I (130000012)	川辺郡猪名川町旭ヶ丘 (別図 11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり

旭ヶ丘(5)Ⅰ (130000013)	川辺郡猪名川町旭ヶ丘(別 図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
旭ヶ丘(3)Ⅰ (130000014)	川辺郡猪名川町旭ヶ丘(別 図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
旭ヶ丘(4)Ⅰ (130000015)	川辺郡猪名川町旭ヶ丘(別 図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
清水東平田Ⅰ (130000016)	川辺郡猪名川町清水東(別 図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
清水前谷Ⅰ (130000017)	川辺郡猪名川町清水(別図 16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
清水(2)Ⅰ (130000018)	川辺郡猪名川町清水(別図 17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
柏原宮ノ上Ⅱ (130000019)	川辺郡猪名川町柏原(別図 18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
柏原小北Ⅱ (130000020)	川辺郡猪名川町柏原(別図 19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
柏原下西Ⅱ (130000021)	川辺郡猪名川町柏原(別図 20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
柏原宮ノ脇Ⅱ (130000022)	川辺郡猪名川町柏原(別図 21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
柏原中尾Ⅱ (130000023)	川辺郡猪名川町柏原(別図 22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
柏原中林Ⅱ (130000024)	川辺郡猪名川町柏原(別図 23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
鍛冶屋Ⅱ (130000025)	川辺郡猪名川町柏原(別図 24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
木戸ノ口Ⅱ (130000026)	川辺郡猪名川町柏原(別図 25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
柏原小谷Ⅱ (130000027)	川辺郡猪名川町柏原(別図 26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
柏原南Ⅱ (130000028)	川辺郡猪名川町柏原(別図 27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
柏原鳥ヶ平Ⅱ (130000029)	川辺郡猪名川町柏原(別図 28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
杉生東(1)Ⅱ (130000030)	川辺郡猪名川町杉生(別図 29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
杉生西Ⅱ (130000031)	川辺郡猪名川町杉生(別図 30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
新田平井Ⅱ (130000032)	川辺郡猪名川町杉生(別図 31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

杉生奥山Ⅱ (130000033)	川辺郡猪名川町杉生（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
杉生北谷(1)Ⅱ (130000034)	川辺郡猪名川町杉生（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
杉生北谷(2)Ⅱ (130000035)	川辺郡猪名川町杉生（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
杉生(2)Ⅱ (130000036)	川辺郡猪名川町杉生（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
杉生丸畑Ⅱ (130000037)	川辺郡猪名川町杉生（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
杉生岩神Ⅱ (130000038)	川辺郡猪名川町杉生（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
栖ノ子Ⅱ (130000039)	川辺郡猪名川町杉生（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
畑ヶ田Ⅱ (130000040)	川辺郡猪名川町西畑（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
島岩城Ⅱ (130000041)	川辺郡猪名川町島（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
永正庵Ⅱ (130000042)	川辺郡猪名川町杉生（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
長谷森Ⅱ (130000043)	川辺郡猪名川町杉生（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
鎌倉(2)Ⅱ (130000044)	川辺郡猪名川町鎌倉（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
清水広瀬(1)Ⅱ (130000045)	川辺郡猪名川町島（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
島西山(1)Ⅱ (130000046)	川辺郡猪名川町島（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
島西山(2)Ⅱ (130000047)	川辺郡猪名川町島（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
島井上(2)Ⅱ (130000049)	川辺郡猪名川町島（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
仁頂寺後谷(1)Ⅱ (130000052)	川辺郡猪名川町仁頂寺（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
仁頂寺後谷(2)Ⅱ (130000053)	川辺郡猪名川町仁頂寺（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
清水前谷(1)Ⅱ (130000054)	川辺郡猪名川町清水（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
清水前谷(2)Ⅱ (130000055)	川辺郡猪名川町清水（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり

清水前谷(3)Ⅱ (130000056)	川辺郡猪名川町清水(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
寺ノ前Ⅱ (130000057)	川辺郡猪名川町清水(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
清水笹尾Ⅱ (130000058)	川辺郡猪名川町清水(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
木戸ノ口(1)Ⅲ (130000059)	川辺郡猪名川町柏原(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
木戸ノ口(2)Ⅲ (130000060)	川辺郡猪名川町柏原(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
柏原栗林Ⅲ (130000061)	川辺郡猪名川町柏原(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
松ヶ本Ⅲ (130000062)	川辺郡猪名川町西畑(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
堀切Ⅲ (130000063)	川辺郡猪名川町西畑(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
杉生靴掛(1)Ⅲ (130000065)	川辺郡猪名川町杉生(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
杉生靴掛(2)Ⅲ (130000066)	川辺郡猪名川町杉生(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
杉生一ノ谷Ⅲ (130000068)	川辺郡猪名川町杉生(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
唾ヶ平井Ⅲ (130000070)	川辺郡猪名川町杉生(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
山ノ子Ⅲ (130000071)	川辺郡猪名川町西畑(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
島岩城Ⅲ (130000072)	川辺郡猪名川町島(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
前田奥山Ⅲ (130000073)	川辺郡猪名川町杉生(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
鎌倉出口(1)Ⅲ (130000074)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
鎌倉深田Ⅲ (130000076)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
鎌倉向所(1)Ⅲ (130000077)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
鎌倉向所(2)Ⅲ (130000078)	川辺郡猪名川町鎌倉(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
島井上Ⅲ (130000079)	川辺郡猪名川町島(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり

小平井Ⅲ (130000081)	川辺郡猪名川町清水 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
鎌倉森ノ本Ⅲ (130000082)	川辺郡猪名川町鎌倉 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
東吉谷Ⅲ (130000083)	川辺郡猪名川町清水東 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
清水馬場Ⅲ (130000084)	川辺郡猪名川町清水 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
清水東畑(1)Ⅲ (130000085)	川辺郡猪名川町清水 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
清水東畑(2)Ⅲ (130000086)	川辺郡猪名川町清水 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
清水東畑(3)Ⅲ (130000087)	川辺郡猪名川町清水 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
万善一本松 (130000230)	川辺郡猪名川町万善 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
大谷川Ⅰ (230000001)	川辺郡猪名川町杉生 (別図80のとおり)	土石流	別図80のとおり
杉生新田谷1Ⅰ (230000002)	川辺郡猪名川町杉生 (別図81のとおり)	土石流	別図81のとおり
杉生新田谷2Ⅰ (230000003)	川辺郡猪名川町杉生 (別図82のとおり)	土石流	別図82のとおり
大野谷川Ⅰ (230000007)	川辺郡猪名川町杉生 (別図83のとおり)	土石流	別図83のとおり
西軽井沢谷1Ⅰ (230000008)	川辺郡猪名川町杉生 (別図84のとおり)	土石流	別図84のとおり
九重谷川Ⅰ (230000010)	川辺郡猪名川町杉生 (別図85のとおり)	土石流	別図85のとおり
新八郎橋谷Ⅰ (230000015)	川辺郡猪名川町杉生 (別図86のとおり)	土石流	別図86のとおり
岩神谷西谷Ⅰ (230000017)	川辺郡猪名川町杉生 (別図87のとおり)	土石流	別図87のとおり
南山谷2Ⅰ (230000019)	川辺郡猪名川町鎌倉 (別図88のとおり)	土石流	別図88のとおり
変電所下谷Ⅰ (230000020)	川辺郡猪名川町鎌倉 (別図89のとおり)	土石流	別図89のとおり
柏原東谷Ⅰ (230000030)	川辺郡猪名川町柏原 (別図90のとおり)	土石流	別図90のとおり
西畑谷川Ⅰ (230000032)	川辺郡猪名川町西畑 (別図91のとおり)	土石流	別図91のとおり

長尾Ⅰ (230000033)	川辺郡猪名川町西畑（別図92のとおり）	土石流	別図92のとおり
西畑西谷Ⅰ (230000034)	川辺郡猪名川町西畑（別図93のとおり）	土石流	別図93のとおり
西畑東谷Ⅰ (230000035)	川辺郡猪名川町西畑（別図94のとおり）	土石流	別図94のとおり
仁頂寺川Ⅰ (230000041)	川辺郡猪名川町仁頂寺（別図95のとおり）	土石流	別図95のとおり
尾花谷Ⅰ (230000043)	川辺郡猪名川町清水（別図96のとおり）	土石流	別図96のとおり
前谷川支川4Ⅰ (230000047)	川辺郡猪名川町清水（別図97のとおり）	土石流	別図97のとおり
杉生新田谷5Ⅱ (230000048)	川辺郡猪名川町杉生（別図98のとおり）	土石流	別図98のとおり
杉生谷3Ⅱ (230000052)	川辺郡猪名川町杉生（別図99のとおり）	土石流	別図99のとおり
杉生新田北谷川Ⅱ (230000053)	川辺郡猪名川町杉生（別図100のとおり）	土石流	別図100のとおり
西川Ⅱ (230000054)	川辺郡猪名川町杉生（別図101のとおり）	土石流	別図101のとおり
西峠谷1Ⅱ (230000055)	川辺郡猪名川町杉生（別図102のとおり）	土石流	別図102のとおり
杉生谷5Ⅱ (230000058)	川辺郡猪名川町杉生（別図103のとおり）	土石流	別図103のとおり
杉生谷7Ⅱ (230000060)	川辺郡猪名川町杉生（別図104のとおり）	土石流	別図104のとおり
栗園橋谷2Ⅱ (230000063)	川辺郡猪名川町杉生（別図105のとおり）	土石流	別図105のとおり
栗園橋谷3Ⅱ (230000064)	川辺郡猪名川町杉生（別図106のとおり）	土石流	別図106のとおり
鎌倉北谷Ⅱ (230000066)	川辺郡猪名川町杉生（別図107のとおり）	土石流	別図107のとおり
鎌倉南谷Ⅱ (230000067)	川辺郡猪名川町鎌倉（別図108のとおり）	土石流	別図108のとおり
前谷川支川3Ⅱ (230000068)	川辺郡猪名川町清水（別図109のとおり）	土石流	別図109のとおり
前谷川支川5Ⅱ (230000069)	川辺郡猪名川町清水（別図110のとおり）	土石流	別図110のとおり
清水谷1Ⅱ (230000072)	川辺郡猪名川町清水（別図111のとおり）	土石流	別図111のとおり

(別図1から別図111までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び猪名川町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第95号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
社(2) I (129010004)	加東市社（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
家原・社 I (129010005)	加東市家原・社（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
河高 II (129020005)	加東市河高（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
黒石 I (129030001)	加東市永福（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中筋(1) I (129030002)	加東市天神（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
中筋(2) I (129030003)	加東市天神（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中ノ垣内 I (129030004)	加東市天神・岩屋（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
山ノ下 I (129030005)	加東市岩屋・森尾（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大福 I (129030006)	加東市新定（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
新定 I (129030007)	加東市新定（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
西ノ越 I (129030008)	加東市栄枝（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
常田(1) I (129030009)	加東市秋津（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
秋津台 I (129030011)	加東市秋津（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大平井 II (129030012)	加東市新定（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

新定DⅡ (129030016)	加東市秋津（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
長谷BⅡ (129030017)	加東市黒谷（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
黒石Ⅱ (129030018)	加東市永福（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
天神Ⅱ (129030019)	加東市岩屋（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
岩屋CⅡ (129030020)	加東市岩屋（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
岩屋BⅡ (129030021)	加東市岩屋（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
岩屋AⅡ (129030022)	加東市岩屋（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
森尾Ⅱ (129030023)	加東市森尾・新定・岩屋（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
新定AⅡ (129030024)	加東市森尾・新定（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
吉井AⅡ (129030025)	加東市吉井（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
常田BⅡ (129030027)	加東市新定（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
新定BⅡ (129030028)	加東市新定（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
新定EⅡ (129030029)	加東市新定（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
新定CⅡ (129030030)	加東市新定（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
蔵ノ谷AⅡ (129030031)	加東市大畑（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
蔵ノ谷CⅡ (129030032)	加東市大畑（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
蔵ノ谷DⅡ (129030033)	加東市大畑（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
右支溪第五Ⅰ (229030006)	加東市岩屋（別図32のとおり）	土石流	別図32のとおり
右支溪第八Ⅰ (229030008)	加東市秋津（別図33のとおり）	土石流	別図33のとおり
右支溪第九Ⅰ (229030009)	加東市秋津（別図34のとおり）	土石流	別図34のとおり

右支溪第十一 I (229030010)	加東市秋津 (別図35のとおり)	土石流	別図35のとおり
左支溪第一 I (229030012)	加東市森 (別図36のとおり)	土石流	別図36のとおり
左支溪第一(4) II (229030028)	加東市大畑 (別図37のとおり)	土石流	別図37のとおり

(別図1から別図37までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第96号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中土居 I (139020058)	佐用郡佐用町金屋 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
下土居 I (139020059)	佐用郡佐用町金屋 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
中土居 II (139020060)	佐用郡佐用町金屋 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
下土居(1) II (139020061)	佐用郡佐用町金屋 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
下土居(2) II (139020062)	佐用郡佐用町金屋 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
下土居(3) II (139020063)	佐用郡佐用町金屋 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
下谷 I (139020064)	佐用郡佐用町須安 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
下谷(2) II (139020066)	佐用郡佐用町須安 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下谷(3) II (139020067)	佐用郡佐用町須安 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
和田(1) II (139020068)	佐用郡佐用町須安 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
和田(2) II (139020069)	佐用郡佐用町須安 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

別当Ⅰ (139020070)	佐用郡佐用町宇根（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
別当(3)Ⅱ (139020074)	佐用郡佐用町宇根（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
片倉(3)Ⅱ (139020077)	佐用郡佐用町宇根（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
判官Ⅰ (139020078)	佐用郡佐用町西大畠（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
久木原Ⅰ (139020079)	佐用郡佐用町西大畠（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
榎ヶ淵(2)Ⅱ (139020081)	佐用郡佐用町西大畠（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
榎ヶ淵(3)Ⅱ (139020082)	佐用郡佐用町西大畠（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
榎ヶ淵(4)Ⅱ (139020083)	佐用郡佐用町西大畠（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
判官(1)Ⅱ (139020084)	佐用郡佐用町西大畠（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
判官(2)Ⅱ (139020085)	佐用郡佐用町西大畠（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
ヒエ田(3)Ⅱ (139020087)	佐用郡佐用町西大畠（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上上月(3)Ⅰ (139020093)	佐用郡佐用町上月（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
中上月(1)Ⅰ (139020094)	佐用郡佐用町上月（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
中上月(2)Ⅰ (139020095)	佐用郡佐用町上月（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
中上月(3)Ⅰ (139020096)	佐用郡佐用町上月（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
上月Ⅰ (139020097)	佐用郡佐用町上月（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
中上月Ⅱ (139020098)	佐用郡佐用町上月（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
下上月(1)Ⅱ (139020099)	佐用郡佐用町上月（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
下上月(2)Ⅱ (139020100)	佐用郡佐用町上月（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
早瀬(2)Ⅰ (139020102)	佐用郡佐用町早瀬（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

早瀬(3) I (139020103)	佐用郡佐用町早瀬 (別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
早瀬II (139020105)	佐用郡佐用町早瀬 (別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
見土路(1) I (139020106)	佐用郡佐用町仁位 (別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
見土路(2) I (139020107)	佐用郡佐用町仁位 (別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
見土路(1) II (139020109)	佐用郡佐用町仁位 (別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
見土路(2) II (139020110)	佐用郡佐用町仁位 (別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
寄延II (139020111)	佐用郡佐用町寄延 (別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
目高 I (139020112)	佐用郡佐用町目高 (別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
小日山 I (139020113)	佐用郡佐用町小日山 (別図 40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
小日山(1) II (139020114)	佐用郡佐用町小日山 (別図 41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
小日山(2) II (139020115)	佐用郡佐用町小日山 (別図 42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
小日山(3) II (139020116)	佐用郡佐用町小日山 (別図 43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
小日山(4) II (139020117)	佐用郡佐用町小日山 (別図 44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
釜谷 I (239020046)	佐用郡佐用町金屋 (別図45 のとおり)	土石流	別図45のとおり
下谷②II (239020052)	佐用郡佐用町須安 (別図46 のとおり)	土石流	別図46のとおり
コウジノク谷 I (239020058)	佐用郡佐用町西大畠 (別図 47のとおり)	土石流	別図47のとおり
西沼谷 I (239020072)	佐用郡佐用町早瀬 (別図48 のとおり)	土石流	別図48のとおり
東沼谷 II (239020073)	佐用郡佐用町早瀬 (別図49 のとおり)	土石流	別図49のとおり
段下 I (239020077)	佐用郡佐用町寄延 (別図50 のとおり)	土石流	別図50のとおり
岩ノ中 I (239020078)	佐用郡佐用町寄延 (別図51 のとおり)	土石流	別図51のとおり

(別図1から別図51までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第97号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
潮美台Ⅰ (125040122)	南あわじ市北阿万筒井（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
潮美台(1)Ⅲ (125040123)	南あわじ市北阿万筒井（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
潮美台(2)Ⅲ (125040124)	南あわじ市北阿万筒井（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
稲田南Ⅰ (125040125)	南あわじ市北阿万新田北（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
伊賀野Ⅰ (125040126)	南あわじ市北阿万伊賀野（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
筒井Ⅱ (125040127)	南あわじ市北阿万筒井（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
伊賀野Ⅱ (125040129)	南あわじ市北阿万伊賀野（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
筒井(1)Ⅲ (125040131)	南あわじ市北阿万筒井（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
筒井(2)Ⅲ (125040132)	南あわじ市北阿万筒井（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
稲田南Ⅲ (125040133)	南あわじ市北阿万新田北（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
阿万塩屋(2)Ⅰ (125040134)	南あわじ市阿万佐野（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
阿万塩屋(3)Ⅰ (125040135)	南あわじ市阿万佐野（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
阿万塩屋(4)Ⅰ (125040136)	南あわじ市阿万佐野（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
阿万田尻(1)Ⅰ (125040137)	南あわじ市阿万吹上町（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上町Ⅰ (125040141)	南あわじ市阿万上町（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

下町 I (125040142)	南あわじ市阿万上町 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
阿万上町 I (125040143)	南あわじ市阿万上町 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
阿万中西 I (125040144)	南あわじ市阿万中西 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
阿万新川(1) I (125040145)	南あわじ市阿万西町 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
阿万東町(2) I (125040148)	南あわじ市阿万東町 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
阿万丸田 I (125040149)	南あわじ市阿万丸田 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
丸田 I (125040151)	南あわじ市阿万丸田 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
阿万東町(5) I (125040154)	南あわじ市阿万東町 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
阿万塩屋(1) II (125040155)	南あわじ市阿万佐野 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
阿万塩屋(2) II (125040156)	南あわじ市阿万佐野 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
阿万塩屋(3) II (125040157)	南あわじ市阿万佐野 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
阿万塩屋(4) II (125040158)	南あわじ市阿万吹上町 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
阿万吹上町(1) II (125040159)	南あわじ市阿万吹上町 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
阿万上町(1) II (125040162)	南あわじ市阿万上町 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
阿万上町(3) II (125040164)	南あわじ市阿万上町 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
阿万上町(4) II (125040165)	南あわじ市阿万上町 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
阿万上町(5) II (125040166)	南あわじ市阿万下町 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
阿万上町(6) II (125040167)	南あわじ市阿万上町 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
阿万上町(7) II (125040168)	南あわじ市阿万上町 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
阿万上町(8) II (125040169)	南あわじ市阿万上町 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

阿万上町(9)Ⅱ (125040170)	南あわじ市阿万上町(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
阿万上町(10)Ⅱ (125040171)	南あわじ市阿万上町(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
阿万上町(11)Ⅱ (125040172)	南あわじ市阿万上町(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
阿万新川Ⅱ (125040173)	南あわじ市阿万下町(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
阿万東町(1)Ⅱ (125040174)	南あわじ市阿万東町(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
阿万東町(2)Ⅱ (125040175)	南あわじ市阿万東町(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
阿万丸田Ⅱ (125040176)	南あわじ市阿万丸田(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
阿万東町(3)Ⅱ (125040177)	南あわじ市阿万東町(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
阿万東町(4)Ⅱ (125040178)	南あわじ市阿万東町(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
阿万東町(5)Ⅱ (125040179)	南あわじ市阿万東町(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
阿万東町(6)Ⅱ (125040180)	南あわじ市阿万東町(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
阿万東町(7)Ⅱ (125040181)	南あわじ市阿万東町(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
阿万東町(8)Ⅱ (125040182)	南あわじ市阿万東町(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
阿万東町(9)Ⅱ (125040183)	南あわじ市阿万東町(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
阿万東町(10)Ⅱ (125040184)	南あわじ市阿万東町(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
阿万東町(11)Ⅱ (125040185)	南あわじ市阿万東町(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
阿万東町(12)Ⅱ (125040186)	南あわじ市阿万東町(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
阿万東町(13)Ⅱ (125040187)	南あわじ市阿万東町(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
阿万東町(14)Ⅱ (125040188)	南あわじ市阿万東町(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
阿万東町(15)Ⅱ (125040189)	南あわじ市阿万東町(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり

阿万塩屋(1)Ⅲ (125040190)	南あわじ市阿万佐野(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
阿万塩屋(2)Ⅲ (125040191)	南あわじ市阿万吹上町(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
吹上町Ⅲ (125040192)	南あわじ市阿万吹上町(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
阿万塩屋(3)Ⅲ (125040193)	南あわじ市阿万吹上町(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
阿万上町(1)Ⅲ (125040194)	南あわじ市阿万上町(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
阿万上町(2)Ⅲ (125040195)	南あわじ市阿万上町(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
阿万上町(3)Ⅲ (125040196)	南あわじ市阿万上町(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
阿万上町(4)Ⅲ (125040197)	南あわじ市阿万上町(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
阿万上町(5)Ⅲ (125040198)	南あわじ市阿万上町(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
阿万上町(7)Ⅲ (125040200)	南あわじ市阿万上町(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
阿万上町(8)Ⅲ (125040201)	南あわじ市阿万上町(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
阿万上町(9)Ⅲ (125040202)	南あわじ市阿万上町(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
阿万上町(10)Ⅲ (125040203)	南あわじ市阿万上町(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
阿万上町(11)Ⅲ (125040204)	南あわじ市阿万上町(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
阿万上町(12)Ⅲ (125040205)	南あわじ市阿万上町(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
阿万中西Ⅲ (125040207)	南あわじ市阿万中西(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
阿万東町(2)Ⅲ (125040209)	南あわじ市阿万東町(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
阿万東町(3)Ⅲ (125040210)	南あわじ市阿万東町(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
阿万東町(4)Ⅲ (125040211)	南あわじ市阿万東町(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
阿万東町(5)Ⅲ (125040212)	南あわじ市阿万東町(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり

阿万東町(7)Ⅲ (125040214)	南あわじ市阿万東町(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
阿万東町(8)Ⅲ (125040215)	南あわじ市阿万東町(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
灘仁頃Ⅰ (125040217)	南あわじ市灘仁頃(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
灘仁頃(2)Ⅰ (125040218)	南あわじ市灘仁頃(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
灘地野(1)Ⅰ (125040219)	南あわじ市灘地野(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
灘地野(2)Ⅰ (125040220)	南あわじ市灘地野(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
大川Ⅰ (125040221)	南あわじ市灘土生(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
土生(2)Ⅰ (125040222)	南あわじ市灘土生(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
土生Ⅰ (125040223)	南あわじ市灘土生(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
円実Ⅰ (125040225)	南あわじ市灘円実(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
油谷Ⅰ (125040226)	南あわじ市灘弘川(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
油谷(3)Ⅰ (125040228)	南あわじ市灘弘川(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
山本Ⅰ (125040230)	南あわじ市灘山本(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
灘山本(2)Ⅰ (125040231)	南あわじ市灘山本(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
灘山本Ⅰ (125040232)	南あわじ市灘山本(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
吉野Ⅰ (125040233)	南あわじ市灘吉野(別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
吉野(2)Ⅰ (125040234)	南あわじ市灘吉野(別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
灘惣川(1)Ⅰ (125040235)	南あわじ市灘惣川(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
黒岩Ⅰ (125040237)	南あわじ市灘黒岩(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
黒岩(2)Ⅰ (125040238)	南あわじ市灘黒岩(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり

灘倉川Ⅰ (125040240)	南あわじ市灘黒岩（別図96のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
白崎(2)Ⅰ (125040241)	南あわじ市灘白崎（別図97のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
白崎(3)Ⅰ (125040242)	南あわじ市灘白崎（別図98のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
来川Ⅰ (125040244)	南あわじ市灘来川（別図99のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
灘地野Ⅱ (125040246)	南あわじ市灘大川（別図100のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
灘大川(1)Ⅱ (125040247)	南あわじ市灘土生（別図101のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
灘大川(2)Ⅱ (125040248)	南あわじ市灘土生（別図102のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
灘大川(3)Ⅱ (125040249)	南あわじ市灘土生（別図103のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
土生Ⅱ (125040250)	南あわじ市灘円実（別図104のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
灘払川(1)Ⅱ (125040251)	南あわじ市灘払川（別図105のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
灘払川(2)Ⅱ (125040252)	南あわじ市灘払川（別図106のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
払川Ⅱ (125040254)	南あわじ市灘払川（別図107のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
灘払川(4)Ⅱ (125040255)	南あわじ市灘払川（別図108のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
灘払川(5)Ⅱ (125040256)	南あわじ市灘払川（別図109のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
灘城方Ⅱ (125040258)	南あわじ市灘城方（別図110のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
灘山本(1)Ⅱ (125040259)	南あわじ市灘城方（別図111のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
灘吉野(2)Ⅱ (125040262)	南あわじ市灘吉野（別図112のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
灘吉野(3)Ⅱ (125040263)	南あわじ市灘吉野（別図113のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
灘惣川(1)Ⅱ (125040264)	南あわじ市灘惣川（別図114のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
灘黒岩(1)Ⅱ (125040266)	南あわじ市灘黒岩（別図115のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり

灘黒岩(2)Ⅱ (125040267)	南あわじ市灘黒岩(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
灘白崎Ⅱ (125040268)	南あわじ市灘白崎(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
来川Ⅱ (125040269)	南あわじ市灘来川(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
灘山本Ⅲ (125040271)	南あわじ市灘山本(別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
灘吉野Ⅲ (125040272)	南あわじ市灘吉野(別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
寺岡Ⅰ (225040023)	南あわじ市阿万佐野(別図121のとおり)	土石流	別図121のとおり
稲田川Ⅰ (225040031)	南あわじ市北阿万稲田南(別図122のとおり)	土石流	別図122のとおり
稲田川右支Ⅱ (225040034)	南あわじ市北阿万稲田南(別図123のとおり)	土石流	別図123のとおり
伊賀野南谷Ⅱ (225040037)	南あわじ市北阿万伊賀野(別図124のとおり)	土石流	別図124のとおり
本庄奥谷Ⅱ (225040038)	南あわじ市阿万上町(別図125のとおり)	土石流	別図125のとおり
東町北谷Ⅱ (225040039)	南あわじ市阿万東町(別図126のとおり)	土石流	別図126のとおり
丸田川Ⅱ (225040042)	南あわじ市阿万丸田(別図127のとおり)	土石流	別図127のとおり
大川左支溪Ⅱ (225040046)	南あわじ市灘土生(別図128のとおり)	土石流	別図128のとおり
油谷Ⅱ (225040047)	南あわじ市灘弘川(別図129のとおり)	土石流	別図129のとおり
姫野郷川Ⅱ (225040049)	南あわじ市灘黒岩(別図130のとおり)	土石流	別図130のとおり

(別図1から別図130までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第98号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神崎郡福崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画下水道事業福崎町公共下水道

- 3 事業施行期間
 変更前 平成7年1月20日から平成34年3月31日まで
 変更後 平成7年1月20日から令和7年3月31日まで

- 4 事業地
 (1) 収用の部分
 変更なし
 (2) 使用の部分
 変更なし



兵庫県告示第99号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時
 令和元年6月11日（火）午後2時から午後3時まで
- 2 場所
 神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎4階会議室
- 3 被聴聞者
 商号又は名称 株式会社神鹿開発
 代表者氏名 濱之上 力
 事務所所在地 神戸市長田区大道通四丁目1番7号
 免許番号 兵庫県知事(3)第11130号
 免許年月日 平成29年2月23日

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地
 売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ウ	加東市家原字大將軍164番	876.99	宅地	7,343	735
エ	赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番	493.32	宅地	4,686	469
オ	朝来市八代字中山11番1	570.35	雑種地	6,100	610

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次に掲げる者以外の者であること。
- (1) 成年被後見人
 (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者

- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
 - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
 - (11) 日本語を完全に理解できない者
 - (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
 - (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- 3 入札参加申込み
- (1) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
 - (2) 申込手続
一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
 - (3) 受付期間
令和元年5月30日（木）から同年6月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、令和元年5月30日（木）にあつては午後1時からとする。
郵送等の場合は、令和元年6月14日（金）消印有効とする。
- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2655
- 5 入札期間、場所及び開札日時
- (1) 入札期間
令和元年6月28日（金）午後1時から同年7月5日（金）午後1時まで
 - (2) 入札場所
公有財産売却システム上
 - (3) 開札日時
令和元年7月5日（金）午後1時経過後直ちに行う。
- 6 入札方法
公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話 (078) 341-7711 内線2550・2655



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン姫路店
所在地 姫路市飾磨区今在家1416-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保允誉

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前
ミドリ姫路店
イ 変更後
エディオン姫路店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	尼崎市潮江一丁目1番50号	安保 詮
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保允誉

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	尼崎市潮江一丁目1番50号	安保 詮
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目1番18号 久保允誉

- 4 変更年月日
平成22年10月1日
- 5 届出年月日
令和元年5月7日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
 - (2) 縦覧期間
令和元年5月31日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和元年9月30日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 エディオン姫路花田店
所在地 姫路市飾東町庄字宮ノ前282-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保允誉
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
ミドリ電化姫路花田店
 - イ 変更後
エディオン姫路花田店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	尼崎市潮江一丁目7番20号	安 保 詮
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久 保 允 誉
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	尼崎市潮江一丁目7番20号	安 保 詮

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保允誉
株式会社しまむら	さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	北島常好
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野靖二

4 変更年月日

平成27年10月13日ほか

5 届出年月日

令和元年5月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

令和元年5月31日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和元年9月30日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン洲本店

所在地 洲本市塩屋一丁目ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保允誉

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) ミドリ洲本店

イ 変更後

エディオン洲本店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	尼崎市潮江一丁目1番50号	中口雄司

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保允誉

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	尼崎市潮江一丁目1番50号	中口雄司

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保允誉

4 変更年月日

平成22年10月1日

5 届出年月日

令和元年5月9日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年5月31日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和元年9月30日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン太子店
所在地 揖保郡太子町東南598-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保允誉

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

ミドリ太子店

イ 変更後

エディオン太子店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	尼崎市潮江一丁目1番50号	中口雄司

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目1番18号 久保允誉
 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	尼崎市潮江一丁目1番50号	中口雄司

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保允誉

4 変更年月日

平成22年10月1日

5 届出年月日

令和元年5月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

令和元年5月31日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和元年9月30日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)西宮小松西商業施設
 所在地 西宮市小松西町一丁目8ほか

2 法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要

(1) 駐車場に係る事項

- ア 駐車場出入口に交通整理員を配置するなど、適切な交通誘導を行われたい。
- イ 搬出入車両を含めアイドリングしないよう看板等で啓発されたい。
- ウ 駐車場法を遵守のこと。また、駐車場法の届出が必要な場合は、速やかに手続を行われたい。
- エ 計画地西側を南北に結ぶ市道幹第5号線は路線バスの運行ルートになっているため、多数の自動車の来場が見込まれる場合は、円滑な路線バスの運行に配慮されたい。
- オ 来退店車両や搬出入車両等が周辺の生活道路内に入り込まないように、適切な誘導を行われたい。
- カ 開店後に交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じられたい。

(2) 駐輪場に係る事項

- ア 周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するように十分配慮されたい。
- イ 計画台数以上に駐輪場の需要が発生した場合は、自己の敷地内で責任を持って駐輪場を確保されたい。

(3) 騒音の発生に係る事項

搬出入車両や荷さばき作業に伴う騒音は、作業の時間帯や場所を考慮し、近隣に十分配慮されたい。

(4) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮事項

良好な商業環境を目指し、地域社会の一員として、次のとおり協力されたい。

ア 法令等に基づき、自社の産業廃棄物、一般廃棄物を適正に処理されたい。

イ 事業系一般廃棄物の減量のため、ダンボールやOA用紙などの再資源化可能古紙類は分別し、リサイクルに協力されたい。

ウ 設置者が排出する廃棄物を計量し、排出量を把握されたい。

エ 市が廃棄物の排出状況について訪問調査を依頼した場合は、協力されたい。

オ 管理会社等が委託を受けて一般廃棄物等の管理をする場合は、各店舗等と廃棄物管理に係る契約を書面等にて行い、廃棄物適正処理の協力を求めるとともに排出状況を把握されたい。

(5) 街並みづくり等への配慮事項

屋外広告物の設置を計画する際は、屋外広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等は周辺の景観と調和するものとし、建築物に表示又は設置する広告物については、建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状とされたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年5月31日から1月間

正 誤

○平成20年4月15日付け（兵庫県公報第1970号）
兵庫県告示第452号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
14	上から3	215000056	215000060